

経常建設共同企業体の平成12年度競争入札 参加資格審査申請の提出要領

1 共同企業体の性格

経常建設共同企業体は、中小・中堅建設業者（資本の額又は出資の総額が20億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が1,500人以下の会社及び個人をいう。）が、継続的な協業関係を確保することによりその経営力、施工力を強化する目的で結成する共同企業体とする。

2 結 成

共同企業体は、次により自主結成するものとする。

- (1) 共同企業体の構成員は、2ないし3業者とする。
- (2) 共同企業体の構成員は、経営事項審査結果通知（審査基準日が平成10年10月1日から平成11年9月30日までの間にあるもので、かつ、平成11年建設省告示第1056号による改正後の建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の基準（平成6年建設省告示第1461号）に基づくものに限る。）の総合評点が石川県建設工事指名競争入札参加者等選定要綱第3条に定める別表第1の工事種類別及び等級により、同一等級に属する者、直近等級に属する者又は、直近二等級に属する者で結成するものとする。

ただし、県の平成11年度請負業者有資格者名簿に登載されている経常建設共同企業体にあつては、この限りでない。

- (3) 一の構成員が同一業種において結成することができる共同企業体の数は一とし、二以上の業種を有する構成員が結成することができる共同企業体の数は二までとし、業種は重複しないものとする。

3 出資比率

構成員の出資比率の最小限度は、構成員数により次のとおりとする。

- (1) 二構成員の場合 30%以上
- (2) 三構成員の場合 20%以上

4 代表者要件

代表者は、構成員において自主的に決定されたものとする。

5 資格要件

すべての構成員は、次のすべてに該当すること。

- (1) 県内に主たる営業所を有する中小・中堅建設業者であつて、県の平成11・12年度請負業者有資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 共同企業体の業種について、建設業の許可を有しての営業年数が3年以上であること。

- (3) 共同企業体の業種について、県発注工事を元請として施工した実績を有すること。
- (4) 当該業種に係る監理技術者又は主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が在し、これらの技術者を工事現場ごとに専任で配置し得ること。

6 提出書類

- (1) 建設工事競争入札参加資格審査申請書（共同企業体）
- (2) 経常建設共同企業体協定書（甲）
 - * 協定の日は、申請以前の日とし、第 4 条成立の日は「平成 1 2 年 4 月 1 日」、存続期間は「1 年」、解散の時期は「履行後 6 箇月」としてください。
 - * 第 8 条に基づく協定書は、資格審査申請の際には提出する必要はありませんが、建設工事請負契約締結の際には、3 に定める出資比率による第 8 条に基づく協定書を提出していただきます。
- (3) 各構成員の経営事項審査結果通知書の写し
 - * 審査基準日が平成 1 0 年 1 0 月 1 日から平成 1 1 年 9 月 3 0 日までの間にあるもので、かつ、平成 1 1 年建設省告示第 1 0 5 6 号による改正後の建設業法第 2 7 条の 2 3 第 3 項の経営事項審査の基準（平成 6 年建設省告示第 1 4 6 1 号）に基づくものに限る。
- (4) 各構成員の県発注工事に係る契約書の写し
 - * 申請業種に係る県発注工事で直近のものを 1 件提出してください。

7 提出時期

提出書類は、平成 1 2 年 3 月 1 日（水）から 3 月 1 7 日（金）までに石川県土木部監理課建設業係に持参のうえ提出してください。

なお、平成 1 2 年 4 月以降においても随時に受付を行います。随時に申請する場合の経常建設共同企業体協定書（甲）第 4 条の存続期間については「平成 1 2 年度限り」としてください。

8 提出部数

- (1) 6 に掲げる提出書類を 1 部提出してください。
 - 提出に当たっては、(1) 及び (2) を袋とじとし、(3) 及び (4) については、個別に提出してください。
- (2) 経常建設共同企業体協定書（甲）は、各構成員が各々 1 通ずつ保有することとし、建設工事請負契約締結の際にその写しを 1 部提出していただきます。

監 第 号
平成 1 2 年 2 月 日

殿

石 川 県 土 木 部 長
(公 印 省 略)

經常建設共同企業体の平成 1 2 年度競争入札参加資格審査申請

の受付について

標記のことについて、別添提出要領により受け付けることとしましたので、貴傘
下会員に対する周知方よろしく申し上げます。